

○神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進委員活動要綱の制定について
(平成3年11月18日例規第54号／神保発第1346号)

(概 要)

神奈川県警察と横浜税関、第三管区海上保安本部が共同で委嘱する神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進委員の活動により、水際での銃器及び覚醒剤等薬物の流入を阻止するため、その活動の円滑かつ効果的な運用を図るため制定したものである。

主な内容は、

○推進委員の委嘱、任務及び役員の選任

○推進協議会の設置

○運用上の留意事項

などである。